平成２２年（フ）第１号
北海道留萌市沖見町３丁目214番地
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第４号
北海道留萌市潮静１丁目５番地の９
債務者　鈴木　好恵
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第５号
北海道苫前郡羽幌町南２条３丁目10番地
債務者　三上　修平
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第５６号
千葉県香取郡多古町船越1470番地２
債務者　渡部　美里
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津244番地の３
債務者　井上千賀子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５号
三重県松阪市井村町275番地　雇用促進住宅２―307号
債務者　元川　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２９号
京都府舞鶴市昭和台40番地41
債務者　藤井　博子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
和歌山県御坊市薗127番地２
債務者　木下　晃治
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第２１５号
北海道岩見沢市日の出台２丁目10番３号
債務者　芥川　美子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２２号
北海道岩見沢市春日町２丁目５番15号
債務者　葛西　里美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２８号
北海道岩見沢市南町９条５丁目１番17号
債務者　金丸　森夫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２９号
北海道岩見沢市南町９条５丁目１番17号
債務者　金丸　千秋（旧姓下り）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３９号
北海道岩見沢市緑町１丁目２番11号
債務者　秋山　房雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４０号
北海道岩見沢市緑町１丁目２番11号
債務者　秋山　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４１号
北海道岩見沢市幌向町675番地３
債務者　遠藤亜紀子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４６号
北海道岩見沢市志文町1180番地43　サニーヒルコバヤシＢ棟111号室
債務者　道下　康之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４７号
北海道岩見沢市日の出町36番地７
債務者　岡田　洋介
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４９号
北海道美唄市東明５条２丁目１番11号
債務者　後藤　澄枝
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部